

中江川及び中川における
不法係留船対策に係る計画書

平成 3 1 年 1 月
大 分 県

目 次

1. 重点的撤去区域の設定及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画	
(1) 不法係留船対策に係る計画策定の目的	1
(2) 不法係留船の現状	1
(3) 係留保管施設の現状	2
(4) 恒久的及び暫定的な係留保管施設について	2
(5) 重点的撤去区域の設定	3
(6) 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画	3
(7) 暫定係留区域の設定	3
(8) 暫定係留施設の整備に係る年次計画	3
(9) 暫定係留施設の運用に係る年次計画	3
2. 重点的撤去区域における強制的な撤去措置の実施計画	
(1) 基本方針	6
(2) 対象船舶	6
(3) 周知徹底	6
(4) 法令に基づく規制手順	6
3. その他	
(1) 中江川・中川係留船対策検討会	8
(2) 船舶等の放置等の禁止規定及び罰則規定の整備	8

1. 重点的撤去区域の設定及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画

(1) 不法係留船対策に係る計画策定の目的

河川区域内の不法係留船は、洪水流下の阻害、護岸への係留杭設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等への損傷、河川工事の実施の支障のほか、油漏れによる水質事故の発生、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等、さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こしているところである。

中江川・中川では昭和53年以前から、佐伯港との重複区間である河口部を中心に多数の漁船及びプレジャーボートの係留が確認されていた。当時から河岸に栈橋等を設けて係留しているものが多くあった。

これまで、無許可係留に対しては、警告看板を現地に設置するなどの周知や種々の指導を行ってきたが、佐伯地区では船舶の係留保管場所が不足していることから抜本的な解決に至っていない。

大分県は平成30年7月6日に「大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例（平成31年4月1日施行）」を制定した。本条例に則り、実効ある対策を計画的に講ずるため「計画的な不法係留船対策の促進について」（H10. 2. 12建設省河政発第16号）の河川局通達に基づき、本計画を策定するものである。

(2) 不法係留船の現状

平成30年3月末現在で、中江川・中川には合計252隻の不法係留が確認されていたが、説明会や行政指導により、利用していない船舶の処分等が進み、平成30年9月末には25隻減少し、合計227隻となっている。

中江川では河岸に係船環及び梯子を設置し、水面に不法係留している船舶が多く、中川には、浮栈橋を設置し不法係留している船舶が多い。

また、中江川には、共同で浮栈橋を設置している箇所も存在している。

平成27年度に実施したアンケート調査によると、釣り目的の船舶が8割以上を占めている。釣り以外では、遊漁船、クルージング、交通手段としての船舶も存在する。

表1 不法係留船の現状

	平成30年3月末現在	平成30年9月末現在	増 減
中江川	81隻	75隻	-6隻
中 川	171隻	152隻	-19隻
合 計	252隻	227隻	-25隻

(中江川)



(中川)



(3) 係留保管施設の現状

中江川・中川には、河川占用許可を受けた民間係留保管施設が1施設存在するが、元来漁船を対象とした施設であり、不法係留船のための収容余力は無い。

また、河口部の港湾重複区域に、港湾法に基づく許可を受けた民間係留保管施設が1施設存在するが小規模であり、収容余力は無い。

なお、河口部は佐伯港に接続しているが、同港は河川の不法係留船のための収容余力はごくわずかであり、恒久施設が整備されるまでの間、暫定係留施設による係留を検討している。

以上から、既存施設では、中江川・中川の不法係留船の受け入れは困難である。

(4) 恒久的及び暫定的な係留保管施設について

河川区域内における恒久的な係留保管施設は、治水、利水及び河川環境上支障の無い場合に限って設置することが可能であるが、(3) 記載の既存施設を除くと中江川・中川には該当する箇所は無い。

隣接する佐伯港における恒久的係留・保管施設の整備に係る計画は、別紙『佐伯港港湾計画図』のとおりである。

暫定的な係留保管施設（以下、「暫定係留施設」という。）は、洪水時等における治水上支障となる恐れが少ない場所について設置することが可能であるが、中江川・中川は番匠川の派川であり、洪水時には樋門を閉じれば本川からの流入が防げ、かつ、流下能力が十分確保できていることから、その設置は可能である。

ただし、暫定係留施設は、適正に管理されることを前提とするものであり、不法係留船

が密集している現状をそのまま暫定係留施設として追認することは認められない。係留保管施設の設置が可能となるのは、適切な工事、手続きを行うことができる場合に限られる。

(5) 重点的撤去区域の設定

中江川・中川は、周辺に住宅が密集する市街地に存すること及び不法係留船や付随する係留施設（係船環、浮棧橋、梯子等）が密集し管理上支障を来していることから、「図1 重点的撤去区域」のとおり重点的撤去区域に設定する。

(6) 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

暫定係留施設の整備を前提とし、整備後にその施設への係留を促すことで適正な水面環境を確保していくものとする。

重点的撤去区域の指定時期は、平成31年4月とする。

暫定係留施設への係留が見込めない船舶については、平成31年度中に強制的な撤去措置（簡易代執行及び行政代執行）を実施する。

(7) 暫定係留区域の設定

暫定係留施設を整備する区域（以下、「暫定係留区域」という。）については、適正な河川管理を行うため、恒久的な係留保管施設の整備が進まないなか、洪水時等における治水上支障となる恐れが少ない場所について設定するものとする。

中江川・中川については、(3)記載のとおり治水上支障となる恐れが少ないことから、暫定係留区域の設定は可能である。

指定時期は、強制的な撤去措置が終了し、施設整備可能な環境が整った時点とする。

指定範囲は、現在船舶が係留されている区域内で、係留を希望する船舶数を勘案し、「図2 暫定係留区域」の範囲とする。

(8) 暫定係留施設の整備に係る年次計画

暫定係留区域の設定後、平成31年度中の整備を図るものとする。

(9) 暫定係留施設の運用に係る年次計画

暫定係留施設は、平成32年4月に運用を開始するものとする。

暫定係留施設は、使用者が係留を終了した際にその施設を都度撤去することで、段階的な解消を図っていくものとする。

平成(年度)	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
重点的撤去区域の指定		●										
暫定係留区域の指定		●										
暫定係留施設の運用			●									

图1 重点的撤去区域

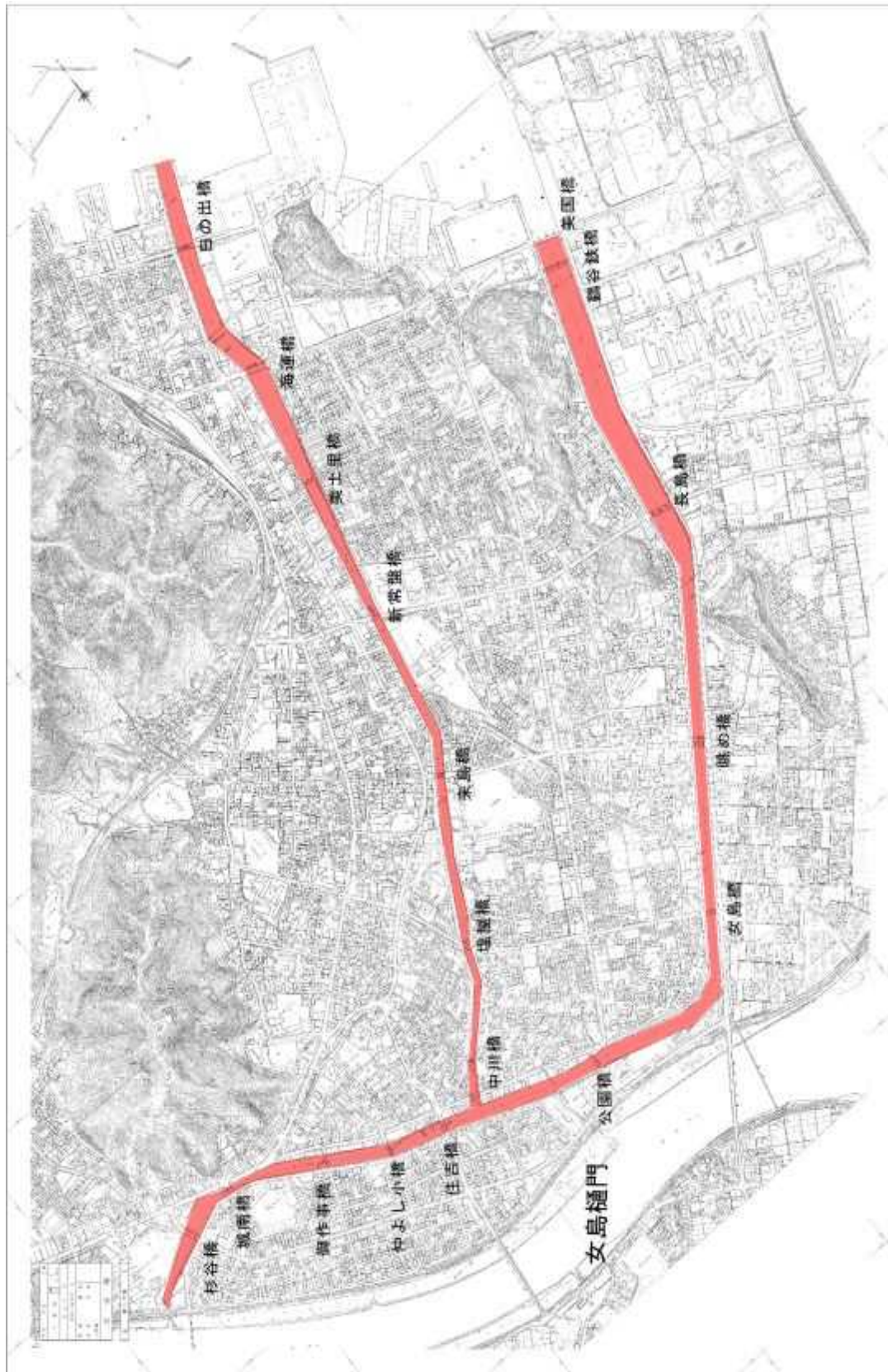
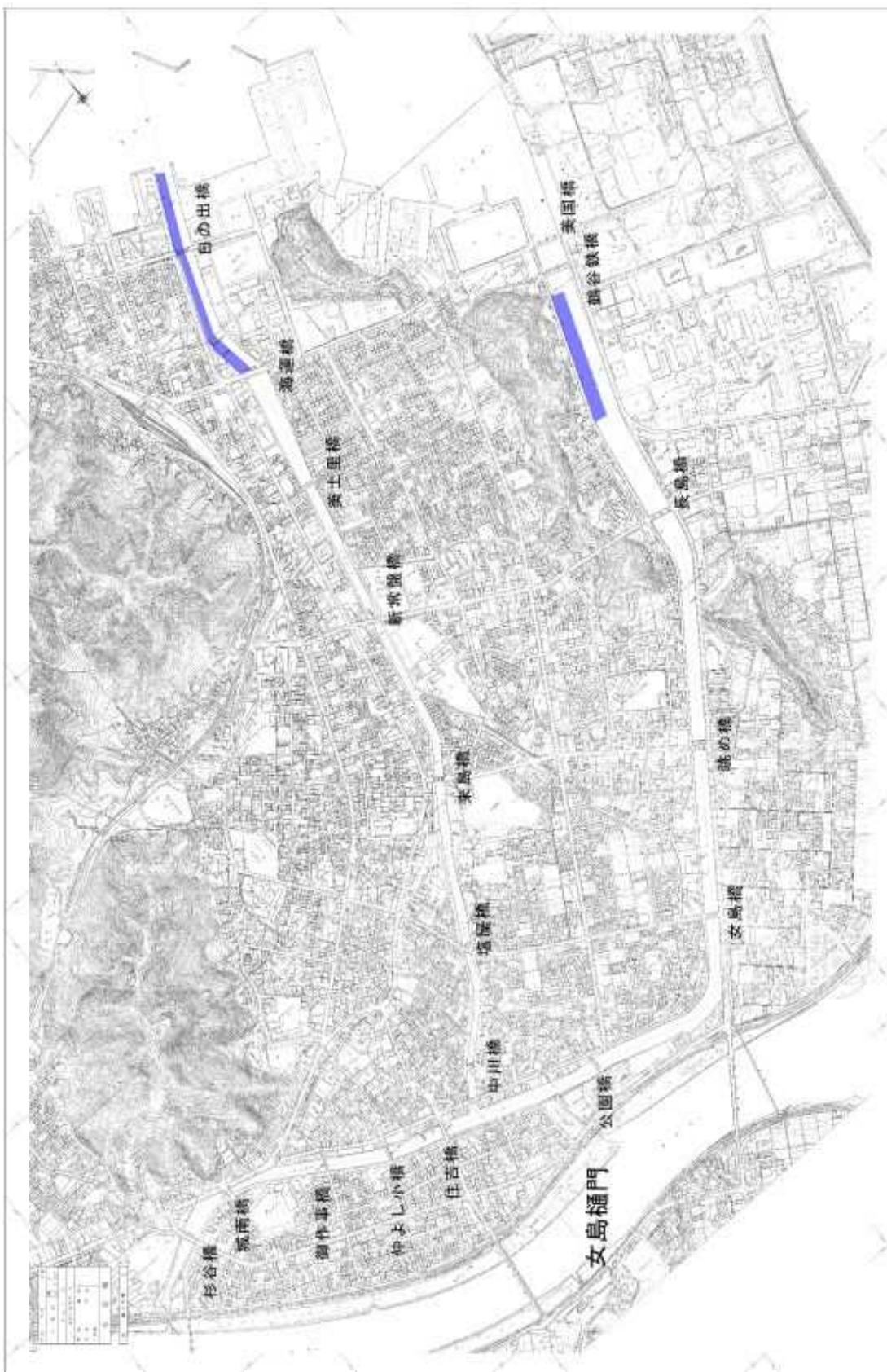


図2 暫定係留区域



2. 重点的撤去区域における強制的な撤去措置の実施計画

(1) 基本方針

重点的撤去区域においては、不法係留船（付随する係留施設等を含む。）に対して積極的に行政指導、監督処分、簡易代執行及び行政代執行等の措置を講じる。

(2) 対象船舶

対象となる船舶は、プレジャーボート、漁船、遊漁船等を含む全ての船舶とする。

(3) 周知徹底

規制措置を効果的に実施するためには、対象者や関係機関等に周知することが重要である。

これまでも、平成26年度から中江川・中川係留船対策検討会により関係機関等と連携を深め、平成30年度には船舶所有者説明会や地元説明会を開催し、周知に努めてきたところであるが、今後も積極的に周知・広報活動を行うものとする。

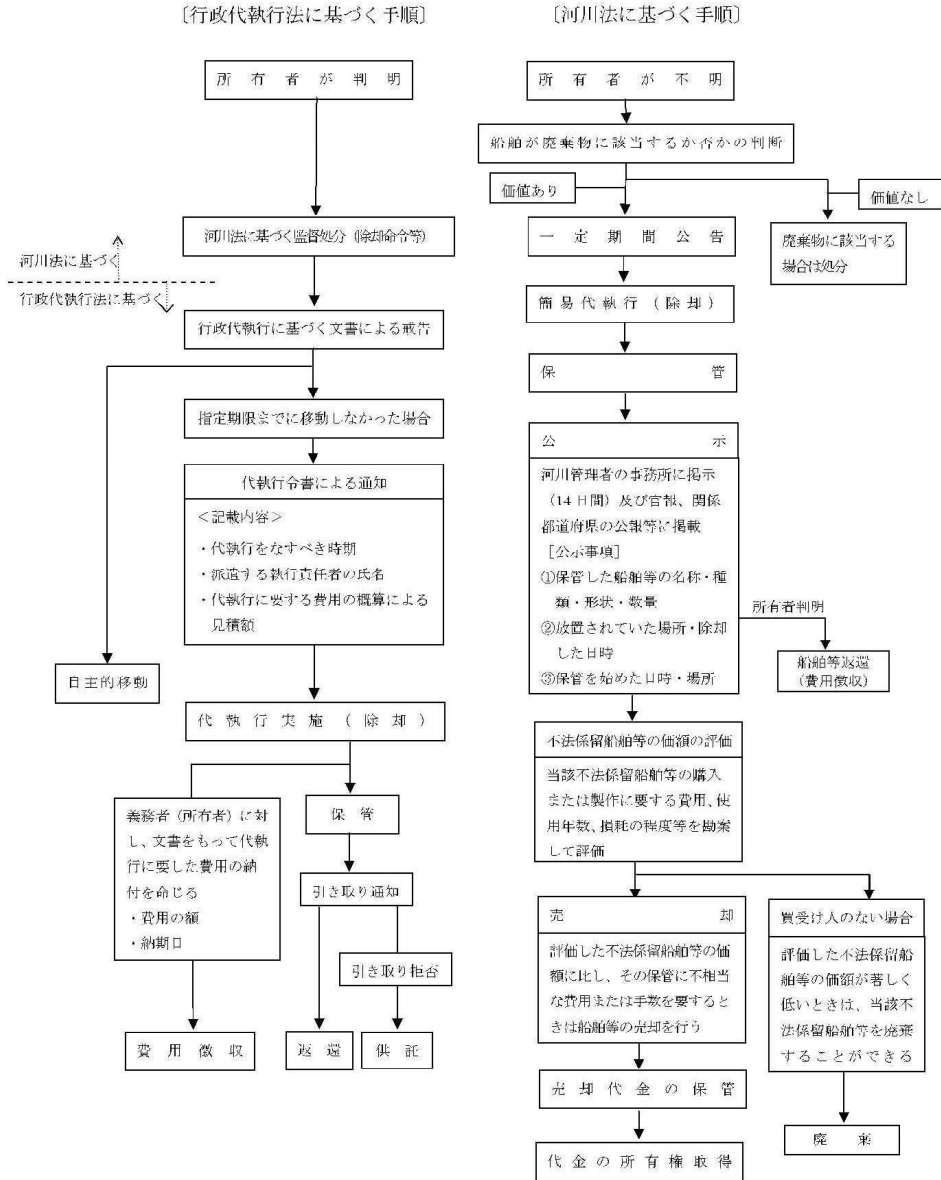
(4) 法令に基づく規制手順

河川法、行政代執行法を始めとする関係法令の規定に従い、適正に実施する。

所有者が判明した場合、不明の場合により手順は異なるが、次項「法律に基づく規制手順」に従って行うものとする。

なお、特に悪質な事例については、刑事告発を検討する。

図一 2 法律に基づく規制手順



3. その他

(1) 中江川・中川係留船対策検討会

平成26年度に設置された中江川・中川係留船対策検討会は、対策の検討に際し船舶所有者や周辺住民の意見を聴取するなど、計画推進や関係機関の連携に大きな役割を果たしてきた。

また、本計画策定に際しても、当検討会を通じて関係者から意見聴取を行った。

【中江川・中川係留船対策検討会 構成メンバー】

- ・学識経験者
- ・行政機関（他水域管理者等）
- ・警察機関
- ・関係団体（利用者団体、漁業関係者）
- ・地域住民（地域代表）
- ・河川管理者

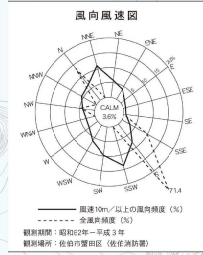
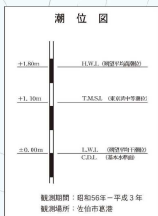
(2) 船舶等の放置等の禁止規定及び罰則規定の整備

強制的な撤去措置を実施し、不法係留船が存在しない状況になっても、その後に新たな不法係留船の発生が繰り返されると、根本的な解決にならないことが懸念される。

そこで、平成26年4月1日施行された河川法施行令改正に従い、「船舶を放置すること」を禁止行為に指定し、罰則の対象とすることを検討する。

佐伯港港湾計画図

S=1:10,000



凡	例
	航路・泊地 (既定計画) (仮 20)
	防波堤 (既定計画) (仮 20)
	公共岸壁 (既定計画) (仮 20)
	耐震強化岸壁 (既定計画) (仮 20)
	物揚場 (既定計画) (仮 20)
	船揚場 (既定計画) (仮 20)
	専用岸壁 (既定計画) (仮 20)
	ドルフィン (既定計画) (仮 20)
	係留浮橋撤去 (既定計画) (仮 20)
	係留浮橋撤去 (既定計画) (仮 20)
	小型栈橋 (既定計画) (仮 20)
	埠頭用地 (既定計画) (仮 20)
	その他の用地 (既定計画) (仮 20)
	緑地 (既定計画) (仮 20)
	その他緑地 (既定計画) (仮 20)
	臨港道路 (既定計画) (仮 20)
	その他道路 (既定計画) (仮 20)

